

(2) 地域指定の状況

(令和6年10月1日現在)

市町村名	区分	都市計画区域	過疎地域※1	辺地	振興山村	半島振興対策	実地地域	農産導入地域	近畿圏整備		豪雪地帯	積雪特別寒冷※2	総合保養地域	都府市拠点	特定農山村
									近畿圏整備	近郊区域					
京都市		△		△	△					△					△
福知山市		△	△	△	△			○	△		△	○	△	○	△
舞鶴市		△		△	△			○	△		○	○	○	○	○
綾部市		△	○	△	△			○	△		○	○		○	○
宇治市		△		△						△					
宮津市		○	○	△	△	○	○	△			○	○	○	○	○
亀岡市		△		△						○					△
城陽市		○							△						
向日市		○							○						
長岡京市		○							△						
八幡市		○							○						
京田辺市		○							○						
京丹波市		△	○	△	△	○	○				○	○	○		△
南丹市		△	○	△	△				△	△	△				△
木津川市		△	△						○						
乙訓郡 大山崎町		○							△						
久世郡 久御山町		○							○						
綴喜郡 井手町		△							○						
綴喜郡 宇治田原町		△		△	△		○								○
相楽郡 笠置町			○				○								○
相楽郡 和東町			○	△	△		○								○
相楽郡 精華町		○							○						△
相楽郡 南山城村			○	△	○		○								△
船井郡 京丹波町		△	○	△	△		○				△				△
与謝郡 伊根町			○	△		○	○				○	○	○		○
与謝郡 与謝野町		△	○	△	△	○	○				○	○	○		△

○市町村の全域が指定 △市町村内の一部地域が指定

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、京都市（旧京北町）は過疎地域から卒業したが、令和8年度まで経過措置あり。

※2 京都府内においては積雪特別地域の指定のみで、寒冷特別地域の指定はない。

